

ジェニファー来園 1 周年記念イベント企画運営等業務仕様書

1 委託業務名

ジェニファー来園 1 周年記念イベント企画運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

3 業務の目的

令和 7 年 1 2 月にタマンサファリ・インドネシアからとべ動物園に迎え入れた、オランウータンのメス「ジェニファー」の来園 1 周年を記念し、各種イベントを実施することにより、「ジェニファー」の知名度向上や、愛媛県やとべ動物園がインドネシア共和国、タマンサファリ・インドネシアと一丸となって取り組んでいる「国際共同繁殖プロジェクト」への関心を高め、とべ動物園への愛着や種の保存・環境保全等のプロジェクトの意義への理解を深めてもらうことを目的とする。

4 イベントの開催概要

(1) 開催時期

令和 8 年 1 1 月から 1 月の土曜日又は日曜日のうち、1 日

- ・ 12月5日(土)はピース誕生会実施予定のため不可(準備も不可)
- ・ 12月26日(土)、27日(日)は年末各種行事実施予定のため回避が望ましい
- ・ イベント実施時間：10:00から15:00まで（準備・撤去作業等に関する時間については、愛媛県及び施設指定管理者の公益財団法人動物園協会と別途調整すること。）

(2) 開催場所

愛媛県立とべ動物園（伊予郡砥部町上原町240番地）

- ・ メイン会場としては、類人猿舎前、アニマルステージ、オアシスガーデンを想定している。
- ・ その他施設の利用希望がある場合は、事前に愛媛県及び施設指定管理者と調整を行うこと。

5 業務内容

業務内容は、次の(1)から(3)のとおりとすること。

また、実施にあたっては、会場設営、全体の進行管理、関係者との調整、必要な設備手配、運営管理、安全対策を含めて対応すること。

なお、愛媛県において、イベント開催日に来園者等に配布するオリジナル記念グッズを別途支給する予定である。

(1) イベントの企画・調整・準備・運営

①～④のイベントを企画・実施すること。

また、実施内容の詳細については、愛媛県、施設指定管理者、受注者で調整の上、決定するものとする。

【イベント内容一覧】

① ジェニファークの来園 1 周年記念イベント（類人猿舎前を想定）

ジェニファークの来園 1 周年とハヤトとの出会いを記念、お祝いする内容のイベントを実施すること。なお、愛媛県と協議の上、本年 6 月に開催したジェニファーク&ハヤトお披露目セレモニーとの内容の重複に可能な範囲で配慮するものとする。

② インドネシア文化の交流イベント（アニマルステージ・オアシスガーデンを想定）

「国際共同繁殖プロジェクト」を多くの方と共に取り組んでいくためには、ジェニファークの故郷であるインドネシアについて理解を深めてもらうことが重要であることから、インドネシアの文化や伝統、自然環境について、楽しみながら理解を深めるイベントを実施すること。また、実施にあっては、愛媛・インドネシア友好協会による出演者斡旋等の協力を想定している。なお、愛媛県と協議の上、本年 6 月に開催したジェニファーク&ハヤトお披露目セレモニーの関連イベントとの内容の重複に可能な範囲で配慮するものとする。

③ 来園者向けの学習（種の保存・環境保全）イベント

子供をはじめとする来園者が、園内を周遊しながら、オランウータンの生態や生息地の実情や現在の取組み、今後考えるべきこと等を学べる、参加型のイベントを実施すること。

【例】オランウータンの生態等に関するクイズラリー、種の保存等のメッセージを込めたスタンプラリー など

④ その他独自企画提案

上記に限らず、来園者の関心を引く新規性・独自性のある企画があれば、積極的に提案すること。

(2) 映像の制作（多言語化対応）

ジェニファークの 1 年の軌跡やとべ動物園の取組を P R する映像を制作すること。映像は園内のデジタルサイネージでの上映やWEBでの公開などを想定している。また、多言語化については、日本語、英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語、インドネシア語を想定しているが、愛媛県と協議の上、多言語化を実施すること。

(3) 広報の実施

広報媒体はWEB広告を想定しているが、来園者増加につながる広報を検討の上、愛媛県と受注者で協議し、実施すること。

6 注意事項

(1) イベントの企画・運営に係る留意事項

- ・ インドネシアとの文化交流を感じられるような内容とすること。
- ・ 必要な資機材・備品・設備等は、施設保有分を除き受注者が準備すること。
- ・ 期間中(会場設営準備等を含む)は会場内を巡回・点検し、必要に応じて愛媛県及び施設指定管理者と連携し、安全かつ円滑な運営を行うこと。
- ・ 施設等を破損・滅失した場合は、速やかに発注者及び施設指定管理者に報告すること。
- ・ 受注者又は関係者の行為により発生した第三者の損害は、受注者が責任を負うこと。
- ・ 必要に応じて損害賠償責任保険（例：イベント賠償責任保険等）に加入することが望ましい。

(2) 施設利用に係る注意事項

開園時間中に園内へ車両を乗り入れないこと。また、飼育動物への影響に十分配慮すること。

(3) 雨天・荒天時の対応について

① 雨天時の対応

イベント当日が雨天となった場合でも、延期は行わず、可能な範囲で当日に実施するものとする。

雨天に備えた内容や実施方法を、事前に検討しておくこと。

② 荒天時の対応及び中止の判断について

荒天等によりイベントの中止を検討する際は、受注者が気象情報等を適宜確認し、速やかに愛媛県に報告・協議を行うものとする。

最終的な中止判断は愛媛県が行い、中止が決定した場合は、受注者が来場者及び関係者への周知を行うこと。

【中止の判断基準】

- ・ 砥部町麻生・宮内校区に避難指示が発表された場合、又は特別警報が発令された場合。
- ・ その他、発災の影響等により愛媛県災害対策本部が設置されているなど、安全かつ円滑なイベントの実施が困難と愛媛県が判断した場合。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受注者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权（既得されている著作物は除く。）は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密の保持

- ① 本業務に関し、受注者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関し、受注者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 その他

業務の実施にあたっては、愛媛県及び施設指定管理者との連絡調整を行い、協議を重ねながら実施すること。